



ホームページ用

ようこそ☆☆志賀福祉会へ!!!
新人のための手引き ～職員心得帳～ (2023.4.1 版)

ようこそ、志賀福祉会へ

あなたは、これから社会福祉法人志賀福祉会の職員です。
他人からみれば、志賀福祉会（しょうふ苑）で働く『ひとりの社会人』としてみられることを意味します。

社会人？社会とは一体何でしょうか？

実はそんなに難しいものではなく、社会とは自分に影響を受ける周囲のすべてとっていいと思います。つまり、自分はひとりでは生きられない、自分だけで成り立っていないということを知ることです。あなたの仕事も社会の誰かの役にたっていく、すべてがつながっていることを確認しておきましょう。それを意識することが、社会人としての第一歩です。

例えば、あなたが毎日食べるご飯・着ているもの・住んでいるところ、それらは材料までたどっていくとあなたが作ったものではなく、どこかの誰かが作ったり運んだりと仕事をしてくれたお蔭ですよね。更にいうと先人の努力の賜物の上で今があります。どんな仕事も誰かのお蔭ででき、誰かのためになっています。この仕事も同じです。介護提供をするために、オムツやリネンの配送業者、ゴミの回収業者、電気や水道の保守点検業者、建物をつくった業者、医療機関や行政等々、様々な業種の方の仕事に支えられています。

実際の仕事もひとつの部署だけでは完結できません。調理員や看護師、相談員、事務員、清掃員、運転手、宿直員等々がチームワークを発揮しなければなりません。いわば会社（法人）の中も小さな社会といえます。

高齢者への対人サービスは、介護技術などの仕事を覚える前に、まず社会人としての一般常識を知っておくことが必要です。その為、この手引きではまず社会人として、知っておいて欲しいことから先に記しました。

研修終了後、それぞれの部署に配属されますが、外部から見ると、ひとりの社会人であり、どの部署にいても「志賀福祉会の職員」としてみられるということを強く意識して下さい。
そのために、職員としての自覚をもち、法人を理解する努力をして下さい。

みんなが働くからこそ生きられる。そう考えると、働くことは人生そのものかもしれません。働くことを続ける中で、あなた自身の家庭環境もかわってくることもあるでしょう。父や母になり、婿や嫁、祖母や祖父になる人もいます。教えられる人もいずれは教える人になるでしょう。将来をイメージして、明日のために今何をしなければならぬか自分で考えることが必要です。

働くことは単純に言われたことだけをして、お金をもらうというだけの意味ではありません。あなたの人生の貴重な時間を使います。

働きながら自分自身を成長させ、そして、自分の成長が法人の成長につながれば素晴らしいと思いませんか。

手引きは、働く上での地図のようなものです。
理念という目標に向かって、地図を参考にして皆で進んでいきましょう。

(平成 24 年 9 月 吉日)

(令和 4 年 3 月 吉日改)



創設者の挨拶

入職おめでとうございます。

挨拶にかえて、私自身が大事にし、実行を心掛けていることを5つ、皆さんにお伝えします。

ひとつめは、利用者に対して、ハイ・ニコ・ポンを実行することです。

すなわち、利用者から何か言われたら「はい」と返事をして、にこっと笑って、ポンと動くことです。

「ハイニコポン」を実行することで、利用者からも職員からも愛される人間になっていきます。

ふたつめは、上司からの指示命令は、あきらめないで「すぐやる！いますぐやる！できるだけやる！」という習慣で仕事をすることです。

「あとでしょう」と考えるのではなく、すぐ行動にうつすことを習慣化することが大事です。

みつめは、1に掃除、2に笑顔、34元気で、おかげさまということを常に頭においておくことです。

特にトイレ掃除をすすんで行える人間、礼儀礼節を重んじ、整容に努め、言葉づかいに気をつけることができる人間は素晴らしいと思います。

これらを心掛けて仕事を行うと、仕事をさせて頂けることそのものに、感謝の心をもつことができます。

よっつめは、謙虚で素直な心もち、プラス思考の言葉を発することです。

プラス思考で考え、明るくふるまっていると運が自分に向いてきます。

仕事は辛い時もあるでしょうが、仕事と戯れ、仕事を楽しむ、そんな心掛けが大事です。

哲学者カントも『仕事とは人生を楽しむ最上の方法です』という言葉を残しています。

いつつめは、仕事に限界を設けず人間の無限の可能性を信じることです。

自分の心に強く思ったことが実現できると信じ、人生の主人公になって下さい。

あたりまえのことですが、これらのことが実行できる職員を目指して、今後も皆さんと一緒に法人が一丸となって頑張っていきたいと思いをします。

村田 憲治





比良山系と琵琶湖のふもとにある自然豊かな近江舞子（国定公園）、そして志賀町
 （現在は大津市に合併）で生まれた法人であることを示しています。
 ご利用者の方には静かに過ごして頂きたい、そのような願いが込められています。

【社会福祉法人 志賀福祉会の法人理念】

- ①利用者の豊かで多様な生き方を支援します。
- ②天地自然な生活を重視したライフプランを立てます。
- ③愛と感謝と祝福の心で光明化に努めます。
- ④地域との交流を目指します。
- ⑤福祉教育の実践の場に努めます。

☆法人の理念は法人が目指すべき方向です。

しっかり覚えて実行に努めましょう。

又、既に介護福祉士等の専門職の資格を取得されている方は、更に各専門職の倫理規定にも目を通し
 専門職としての誇りをもって仕事をしましょう。

理念が実践にどのようにつながってきたか。つなげていくかの例。(平成24年10月運営会議資料を参考に作成)

①利用者の豊かで多様な生き方を支援します。

1-①とは、利用者がこれまで育んできた、価値観や生き方或いは生き様を否定することなく、全てを受け入れることです。

2-①とは、利用者の考え方や生き方を、周りのスタッフ全員が受け入れることです。

その為に、個別ケアに繋がっていくような支援体制をつくっていくことや、スタッフの人間性を高めていくことです。

3-①とは、利用者それぞれの人生を否定することなく受け入れることから始まります。

具体的に、一方的に介護をするのではなく、利用者の声に耳を傾け、穏やかな声掛けを行い、相手の立場で介護を行うことです。

4-①とは、生活全般をみることです。様々な角度からご本人をみて、尊重することです。

5-①とは、各種在宅サービスを整備することや措置を受け入れるなど、困っている人を幅広く受け止めることです。

6-①とは、選択肢が提示できる各種サービスを行っていくことです。

7-①とは、ひとりひとり違う生活サイクルとスタイルを尊重し、利用者からの要望は、実施可能であるならば希望に沿った支援を実行することです。

8-①とは、様々な専門職を配置し、それらがチームで関わることにより、利用者にとってより最善の介護ができるように行うことです。

9-①とは、利用者の方々に尊敬し、今の生活がいつまでも続けられるよう健康管理の面からサポートすることです。

10-①とは、その方の好みを最大限に考慮し、食べられないものに関しては代替え提供をして、人間の基本的欲求の『食べる楽しみ』を重視することです。

11-①とは、利用者の個性や独自のコミュニケーションの方法を理解し、ニーズを把握することです。

12-①とは、「よい聴き手」となり、適切なアセスメントを行い、利用者本人の自己決定を尊重したケアプランの実行、評価を繰り返すことで、以前より安全でその人らしく快適な生き方を支援することです。

13-①とは、職員ひとりひとりが、利用者にも目をむけることです。

14-①とは、利用者を苑の生活リズムにあわせるのではなく、利用者の生活リズムに苑があわせることです。

15-①とは、利用者個々がしてみたいことを叶えることです。例えば、利用者と一緒に喫茶店に出かける取り組みを行っています。

16-①とは、生きがいづくりを行うことです。具体的に、クラブ活動や教室のメニューを豊富に用意することです。

17-①とは、利用者の生活スタイルにあわせた支援をすることです。例えば、自分にあった入浴方法を選んでもらったり自由に横になれる場所を確保したりすることです。

18-①とは、提案箱や第三者委員会を設置し、苦情や要望をしやすい環境を整えることです。

19-①とは、地域のボランティアや、地元のパン屋に来苑してもらったりして、入所者に地域に溶けこんだ生活をしてもらうことです。

20-①とは、食を大切にすることです。具体的に、毎月の給食会議により利用者のニーズを伝え、メニューを増やしています。

21-①とは、近江舞子しょうぶ苑憲章を実行することです。

～連絡会での創設者の訓示から～

・いつの時代も生きること老いること病むこと死ぬこと、すなわち「生老病死」は、人間誰もが避けることのできない苦しみ(苦悩)といわれています。
逃げることのできない苦悩と向き合い、真面目に正しい行いを続けることが大切だと仏陀は説いています。

生きているのではなく生かされていることを自覚し、謙虚におごることなく正しい行いを続けましょう。正しい行いは必ず自分に帰ってきます。

②天地自然な生活を重視したライフプランをたてます。

- 1-②とは、自然の摂理に逆らわない。或いは逆らわずあるがままに受け入れる、包容力を大切にすることです。
 その上でケアプランにはケアのみでなく、インフォーマルサービスを含めた支援を提案することです。
- 2-②とは、自然に逆らわないことです。日中は起きて夜間は寝ること、季節感を感じる取り組みを行うこと、薬に頼り切らずご本人のもつ自然治癒力を生かすこと、施設に入所しても好きなものや流行のものが食べられること、自分のペースで生活できること、これまでの生活習慣を延長できることなどなど、人として当たり前のことを当たり前に行うことです。
- 3-②とは、住み慣れたところで最後まで生活できるお手伝いをすることや、外出の個別支援を積極的に行うことです。
- 4-②とは、様々なクラブ活動やボランティア交流等による楽しみの機会を提供し、メリハリのある毎日を過ごして頂くことです。
- 5-②とは、無理せず自然に暮らしていくことです。集団生活・集団行動（一斉に起床、全員一緒に食事、入浴は曜日や時間が決まっている）になりがちな施設生活を、可能な限りその人に合った生活を探していくことです。
- 6-②とは、利用者にとって、無理のない食事提供を行うことです。
- 7-②とは、医療や介護等の多制度、他職種との連携を図り、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう支援することです。
- 8-②とは、生命の危険性を考えながら、在宅生活を安心して過ごして頂けるように支援することです。
- 9-②とは、終末期の支援をすることです。
- 10-②とは、何かの縁であったそれぞれの出会いを大切にすることです。
- 11-②とは、利用者に対して人生の先輩としての尊敬の念をもちながら、生活を共にする中で愛情をもって接することです。
- 12-②とは、本人の希望や心配事をアセスメントすることです。
- 13-②とは、移動介助や食事介助、排泄介助、入浴介助、口腔ケア、機能訓練、それぞれに対して、利用者の状況に応じた支援を適切に行うことです。
- 14-②とは、楽しみを提供することです。デイでは具体的に、季節の行事やレクリエーション（約50種類）、月1回のクイズの提供、喫茶の提供（コーヒー・紅茶・ソフトクリーム・しょうが紅茶）を行っています。
- 15-②とは、プライバシーに配慮された生活が送れることです。
- 16-②とは、利用者の五感を刺激し、家庭的な雰囲気や普通の暮らし ※に近づけることです。具体的に、金魚や鳥や犬を飼ったり、畑を借りてイチゴ・サツマイモを栽培したり、季節に応じた催しを行ったりしています。
- 17-②とは、個別的な対応を行うことです。特養では具体的に、ユニット毎にこすかいを渡し、より個別的な対応ができるような仕組みを作っています。

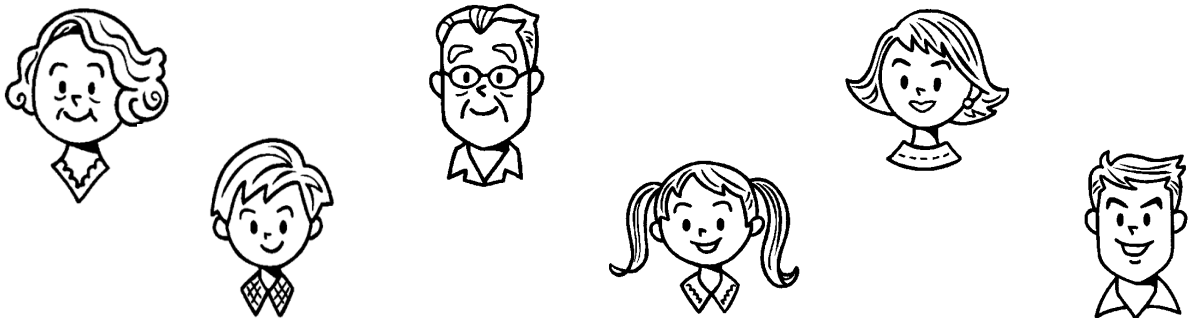
※普通の暮らし = ノーマライゼーション（障がい者を普通にするのではなく、障がいがあっても普通の暮らしができる社会）

～連絡会での創設者の訓示から～

- 先日、太田仁史先生の「終末期リハビリテーション」について学ぶ機会がありました。
 1. 清潔を保つ。
 2. 動けないことによる苦痛を取り除く。
 3. 呼吸を安楽にする。
 4. 尊厳ある排泄を保つ。
 5. 関節の変形、拘縮を予防する。
 これらのことによって、安らかに、綺麗な遺体となり、死出の旅に出ることができると話をされていました。
 老人を大切に思う心が不足している現在を憂いておられ、大変共感しました。

③愛と感謝と祝福の心で光明化に努めます。

- 1-③とは、思いやりや謙虚さをもって、周りの人を大切にすることです。職場での実践以前に、人間としての生き方を求められています。心の持ち方が大切になります。
- 2-③とは、利用者の思いを心から受けとめるために、傾聴・受容し、心をこめて相手にかえすように努めることです。
- 3-③とは、利用者や職員同志がささいなことでも一緒に笑顔でよろこび、たたえあうことです。
- 4-③とは、明るい挨拶をすることや感謝の言葉を言うことを大事にすることです。
- 5-③とは、利用者からみれば職員は皆同じであり、仕事を限定せず、利用者のために色々な役割をすすんで行うことです。
- 6-③とは、入所者には愛情をもってお世話を行うことです。
- 7-③とは、利用者も職員も健康を維持して、平凡でも平穏な毎日が送ることができることに感謝して過ごすことです。
- 8-③とは、全ての生命に感謝し、利用者に寄り添う気持ちをもつことです。
- 9-③とは、人を敬う心、出会いに感謝することです。
- 10-③とは、利用者、家族としっかりと向き合い、時には代弁者となることです。
- 11-③とは、利用者をお客様であることの認識をもち、多くの利用者に利用していただき地域で認めてもらうことです。
- 12-③とは、いつでも助けてもらえるという安心感を与えることです。
- 13-③とは、関わった人々を明るくしていくことです。
- 14-③とは、障がい者も健常者も関わりなく、人として認めあうことです。
- 15-③とは、人の良いところをみることです。



～連絡会での創設者の訓示から～

- ・稲盛和夫さんの『生き方』という本に、こんなことが書いてありました。

～人生の真理は懸命に働くことで体得できる～

お釈迦様は、悟りの境地に達する修行法のひとつとして「精進」することの大切さを説いています。精進とは一生懸命働くこと。目前の仕事に脇目もふらず打ち込むことです。私はそれが私たちの心を高め、人格を鍛錬するために最も大事で、一番有効な方法だと考えています。

一般的に良く見受けられる考え方は、労働とは生活するための糧、報酬を得るための手段であり、なるべく労働時間は短く、給料は多めにもらい、あとは趣味や余暇に生きる。それが豊かな人生だというもの。そのような人生観をもっている人の中には、労働をあたかも必要悪のように訴える人もいます。

しかし、働くということは、人間にとって、もっとも深遠かつ崇高で、大きな価値と意味をもった行為です。労働には、欲望に打ち勝ち、心を磨き、人間性をつくっていくという効果がある。単に生きる糧を得るという目的だけではなく、そのような副次的な機能があるのです。ですから、日々の仕事を精進込めて、一生懸命に行っていくことが最も大切で、それこそが、魂を磨き、心を高める為の尊い「修行」となるのです。～中略～ 心を磨くというと、宗教的な修行などを連想するかもしれませんが、仕事を心から好きになり、一生懸命精魂込めて働く、それだけでいいのです。～中略～ 自分がなすべき仕事に没頭し、工夫をこらし、努力を重ねていく。それは、与えられた今日という一日、いまという一瞬を大切に生きることにつながるのです。と。

④地域との交流を目指します。

- 1-④とは、地域との触れ合い活動の拠点となり、利用者、来所者共に新たな生きがいをうみだすことです。
- 2-④とは、地域交流の意識を全スタッフが丸となってもつこです。
- 3-④とは、多数のボランティアを受け入れることだけでなく、宿直職員や運転職員等に地域の方を受け入れることや、地元の会社（設備関係、溶接関係等）と仕事上の取引を行うことも含まれます。
- 4-④とは、夏祭り（納涼祭）を行うことです。
- 5-④とは、しょうぶ苑をより知ってもらう取組みを行うことです。具体的に、しょうぶ苑を地域（南小松）に回覧することや、ホームページを作成しています。
- 6-④とは、介護者のつどいで介護者の精神的支援とスキルアップを同時に行うだけでなく、介護者同士の交流を促すことです。
- 7-④とは、今後、施設を地域に開放したり、地域に職員を派遣したりして、地域の高齢者が集えるサロンを支援していくことです。
- 8-④とは、閉ざされた施設ではなく、開かれた施設になるよう、入所されているご家族や地域の住民・ボランティアさんがいつでも訪問や面会のできる施設にすることです。
- 9-④とは、利用者の家族の方々との交流を図ることです。
- 10-④とは、行政、民生委員等の協力を得られるよう、地域のネットワーク作りを行うことです。
- 11-④とは、施設が地域の中に存在していく為に、地域の方々等に施設を開放し、地域の方と入所者利用者の交流を行うことです。
- 12-④とは、入所者が地域に外出する機会、社会との関わりの時間を増やしていくことです。
- 13-④とは、職員が介護者のつどい、ゴミ一斉清掃等、地域に参加し貢献することです。
- 14-④とは、ボランティアさん同士の交流を促すことです。具体的にボランティア交流会を行っています。
- 15-④とは、災害時の拠点となることです。
- 16-④とは、利用者様の家族に来苑していただき、見学や行事の参加をしてもらうことです。
- 17-④とは、地域の方に、認知症について理解を深めて頂くことです。
- 18-④とは、地域の祭り（春祭り・子供みこし）に協力することです。具体的に、子供会にお菓子やジュースを配布して、入居者とのふれあいをしてもらっています。

地域活動は、特に様々な取り組みを行ってきました。

2023年2月に実施した、新人の手引き等アンケートで法人の実施する地域活動の周知状況のアンケートを実施しています。以下、アンケートで確認した項目等です。

- ・フリースペース ・各種地域向けのお祭り ・介護者のつどい ・出前講座 ・福祉有償運送 ・除菌剤配布事業
- ・おれんじ広場 ・介護利用料減免事業 ・保育利用料減免事業 ・貴重品預かり事業 ・園庭開放事業 ・地域交流室

2020年～2023年のコロナ禍で、低調となりましたが、理念に基づき、引き続き実施していく必要があります。尚、福祉教育の実践の場として、当法人のみならず、地域一般の方を対象として、実務者研修の実施も行っています。

⑤福祉教育の実践の場に努めます。

- 1-⑤とは、実習生、支援相談員等外部からの風を常に入れることです。
- 2-⑤とは、実習記録等の文章を書く場を与えることで、スタッフの考える力や文章力をレベルアップさせることです。
- 3-⑤とは、人間教育そのものです。人は支えられて生きていることを知ることで。
- 4-⑤とは、目上の人を敬うという礼儀、勤勉に働く真面目さや素直な心、といった社会の中で変わらないものを伝えていくことです。
- 5-⑤とは、職員に対しての研修に、研修委員会によるものやキャリアアップ研修、外部研修参加への奨励、資格取得支援、本の貸し出し等と様々な形を行うことです。
- 6-⑤とは、実習生を多数受け入れ、明日の福祉を担う人材育成を行うことです。
- 7-⑤とは、認知症理解を深めていく取り組みを、法人が中心になって行うことです。
- 8-⑤とは、職員自身が問題や課題の把握に努め、専門性を高めていけるように自己啓発を行うことです。また、そのバックアップのための資格取得支援を行うことです。
- 9-⑤とは、実習生の受け入れ、必要な知識と技術の指導を行うとともに、福祉の現場を体験してもらうことで、福祉施設や高齢者への理解を深めてもらうことです。実習を通して学校で学んだこととの矛盾など、疑問や指摘をされることもありますが、その質問にきちんと答えられるよう、日頃からエビデンスに基づいた介護・看護を行うことです。
- 10-⑤とは、実際に提供している食事を食べてもらい、食感、味、飲み込んだ感じ等を自分で体験してもらい、その経験を食事介助に役立てもらうことです。
- 11-⑤とは、職員が研修等に参加し、専門性を高めることです。
- 12-⑤とは、学校等への出前講座を行うことです。
- 13-⑤とは、各資格取得の為に教育実践の現場、又資格取得を目指す学生の為の場になることです。
- 14-⑤とは、共に考え、学びあう場となることです。
- 15-⑤とは、困っている人を助ける仕事をしているという、責任と自覚をもって働く人材を育てることです。
- 16-⑤とは、同僚や上司とコミュニケーションを十分とり、チームとして利用者を支えていけるよう職員教育することです。
- 17-⑤とは、地域の保育園、幼稚園、小学校、中学校の子供達の交流や、教職員、福祉シルバーセンター、看護学校、福祉専門学校、高校、大学の福祉教育の実践（研修）を受け入れることです。

近江舞子しょうぶ苑・真野しょうぶ苑憲章（基本方針）と生活目標についても確認しておきましょう！

【CONTENTS】

※P数字はページを表す。

・はじめに

- P6 理念
- P10 目次
- P11 組織図（所属先の確認）

I 社会人として

- P12 プロとしての自覚をもとう
- P13 挨拶をきちんとしよう
- P14 時間を守ろう
- P15 身だしなみを整えよう
- P16 接遇知識について知ろう
- P17 物を大事にしよう
- P18 指導される時の心構え
- P19 上司や先輩、仲間とコミュニケーションをしっかりとろう
- P21 書類をしっかりと残そう
- P22 個人情報に気をつけよう
- P23 社会保険や税金について知っておこう
- P24 習熟度チェックI

II 職員として

- P26 法人の理念を理解しよう
- P27 しょうぶ苑の特色を理解しよう
- P30 高齢者に対する仕事をする上で
- P35 就業規則は会社の法律です
- P35 ケアプランについて
- P36 職員の名前と組織を覚えよう
- P38 委員会制度について
- P40 研修制度について
- P41 監査等について
- P41 苦情や事故について
- P42 緊急時対応について
- P43 勤務表について
- P44 他の職員を知ろう。自分のことも知ろう
- P46 習熟度チェックII

III 入職後の実際（近江舞子編）

III 入職後の実際（真野編）

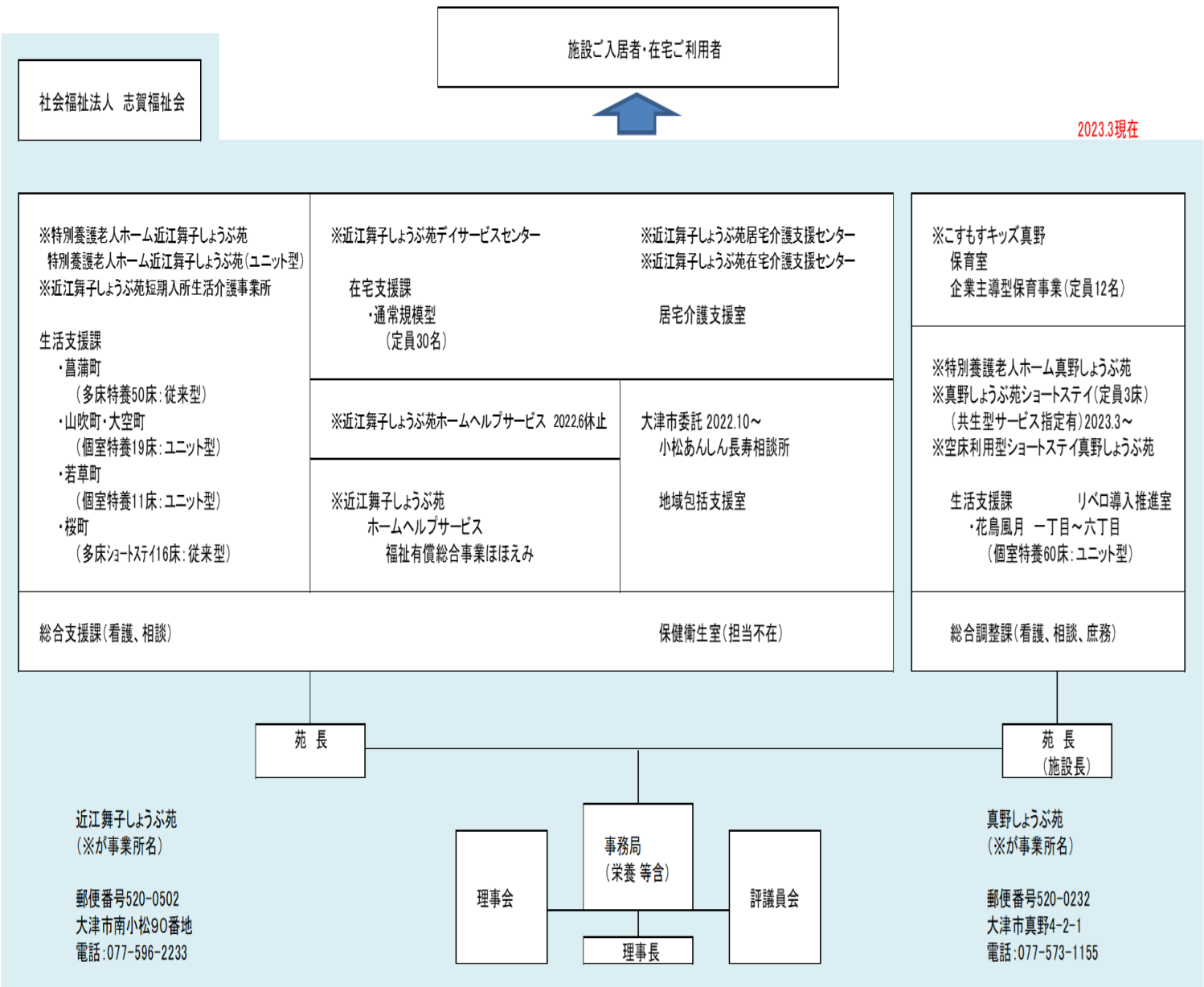
- P64 こんな時どうする？
- P68 憲章（基本方針）について
- P72 習熟度チェックIII

・さいごに

- P75 初心忘れるべからず

組織図について

“近江舞子（真野）しょうぶ苑”は、“社会福祉法人志賀福祉会”という法人（会社）の中の、ひとつの事業所名です。自分か組織のどこにいるのか、組織全体がどうなっているのかしっかり覚えて下さい。尚、この冊子は、志賀福祉会に属するすべての事業所職員向けにつくられています。冊子の中で、“しょうぶ苑”職員と記載されているものは、すべて“志賀福祉会”職員と読み替えて下さい。



各部門の業務分担当は原則、組織規程に定められています。

(各事業について)

- 特別養護老人ホーム：施設に入居されている方に対して生活の支援や介護を行います。
※当施設では利用者を町（街）という単位に分けたグループケアを行っています。
- 短期入所生活介護（ショートステイ）：短期間宿泊されている方の支援や介護を行います。
※空床（くうしょう）利用型は、特養の空き室を利用します。
- 通所介護（デイサービス）：日帰り利用されている方の支援や介護を行います。
- 訪問介護（ホームヘルプサービス）：支援・介護が必要な方の家に訪問し、生活援助や身体介護等を行います。
- 居宅介護支援センター：在宅サービス利用者の介護計画の作成等を行います。
- 在宅介護支援センター：高齢者の総合相談を行います。←直営地域包括支援センターの出向者の所属等が主となっています。
- 地域包括支援センター：社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員が中心となり、地域の相談を受けます。予防支援計画の作成や、地域づくり等も行います。
- 企業主導型保育事業：保育に欠ける家庭のための認可外保育施設です。
- (その他)
施設で介護を行うものをケアワーカー、在宅で介護を行うものをホームヘルパーと呼びます。



ホームページ用

(続きは入職後に)